

当院が“かかりつけ医”の子ども達、集まれ！



平成28年から始まったこの制度、登録の有無で診療に差ができることは、ありえないこと。お父さんお母さんが最も良いと思われる時に最も良いと思う医療機関を受診できることは、子どもにとって最大の利点の一つ。だから、この制度を当院は取りませんでした。

しかし、これから医療を取り巻く状況が大きく変わっていきそうです。その中で、お父さんお母さんと一緒に子どもがこの先の将来にわたって健やかに育ち安心して子育てできるように、これまで以上にお子さんのかかりつけ医として自覚し、より繋がりが持てるようにするために登録制度を始めることにしました。



- 6歳未満に算定(6歳以上は6歳未満からかかりつけ診療料を算定しているものに限る)
1. 患者の同意を得た上で、緊急時や明らかに専門外の場合等を除き継続かつ全人的な医療を行うことについて評価したものであり、原則として1人の患者につき1カ所の保険医療機関が算定する。
 2. 4回以上受診(予防接種を含む)した未就学児の患者
 3. 以下の指導等を等を行うこと
 - 急性疾患を発症した際の対応の仕方
 - アトピー性皮膚炎、喘息などの乳幼児によくみられる慢性疾患の管理等、療養上必要な指導と診療を行う
 - 受診している全ての医療機関の医療情報の把握
 - 必要に応じて専門的な医療を要する場合は、紹介等行う
 - 健康診査の受診状況と結果の把握と共に、発達段階に応じた助言・指導を行い、保護者からの健康相談に応じる
 - 予防接種状況、有効性・安全性に関する指導やスケジュール管理に関する指導を行う
 - 電話等による緊急の相談に対して常時行う。又は、夜間・休日の小児科外来診療を担当する医療機関又は#8000を案内することも可能
 - 「抗微生物薬適正使用の手引き」を参考に抗菌薬の適正使用の普及啓発に資する取り組み



願いは子ども達の健やかな成長！
一緒に色々なことを考えて
子どもの最善を考え
ステップUPしていきたい
“小児かかりつけ医”は、
小児科医にしかできない役割
詳しくは、院内掲示を
ご覧ください